

日米投資イニシアティブ報告書について

2002年 6月 26日

経済産業省

.これまでの経緯

昨年 6 月の日米首脳会談において、小泉内閣総理大臣とブッシュ大統領との間で「成長のための日米経済パートナーシップ」が合意され、その中で、日米両国における外国直接投資の促進に向けた環境改善のための措置等を対話する場として、「投資イニシアティブ」を設置。

これを踏まえ、今野経済産業審議官とラーソン国務次官の議長の下で、2度にわたる次官級会合(昨年 10 月及び今年 5 月)、実務レベルでのワーキング・グループ会合(昨年 12 月)及び日米両国における投資セミナー(今年 1 月及び 3 月)を実施。本報告書は、これらの議論の成果を踏まえて取りまとめられたもの。

.報告書の概要

1. 外国直接投資と日米関係

(1)外国直接投資の概況

日米両国は相互の直接投資を通じ、互いの競争力、消費者の利益、経済成長に貢献。80年代に米国経済が困難に陥ったときには、日系企業が雇用確保、日本型生産技術の移転等を通じ、米国経済の再生に役割を果たした。一方、現在の日本経済を再生させるために、米国等からの外国直接投資は刺激を与えている。

米国における外国直接投資はGDPの約3%に当たり、約600万人(全従業員の5.4%)の雇用を維持(うち日本企業による雇用は83万人)。一方、日本における外国直接投資はGDPの約0.2%に当たり、30万人(全従業員の0.7%)の雇用に貢献(うち米国企業における雇用は約20万人)。

対日直接投資は最近急増。近年、投資環境整備に関わる法制度改正など多くの制度改革が大きな進捗。

(2)外国直接投資の役割

経営効率化の促進を通じた投資受入国の産業競争力の強化や、新たな経済資源の流動化や融合による新しい技術・ビジネスモデルの創発

企業再建等による雇用の維持・創出

新たな経営資源の投入を通じた有効需要の創出、リスクキャピタルの提供による過剰債務効果の抑止

日米間をはじめとする国際交流の強化・国際関係の緊密化

2. 具体的な取り組み (投資イニシアティブ会合における議論のポイント)

(1) 対日直接投資

会社法改正 (米国型コーポレートガバナンス・システムを選択する余地の拡大、ストックオプション制度の完全自由化)、会計制度の見直し(連結会計の導入等)、土地流動化 (REITの導入等)、労働の流動化、弁護士・会計士等専門サービスについての制度改革など、我が国において各種制度の改革が進捗。

外国企業のM & A手段活用に対する規制、投資可能な資産の増進、外国投資に対する日本の理解の増進の諸点については、日米両国で率直な意見交換を行い、今後とも引き続き検討。

(2) 対米直接投資

高い司法コスト、鉄鋼産業などにおけるレガシーコストの存在、外国エージェント登録法令 (FARA)等による手続負担、VISA発給のスピード、エンロン問題に見られるような会計・監査制度の問題について、その進展を引き続きレビュー。

報告書の意義

外国直接投資のこれまで果たしてきた役割や今後の経済発展における重要性など、外国直接投資が有する意義について、日米両国間で共通の認識を形成。

累次にわたる精力的な議論を踏まえ、日米双方が投資環境の整備を進めることに合意し、そのための具体的な取り組みを記述。これは、我が国にとっては、経済構造改革と表裏一体となったもの。

(注)なお、本報告書を踏まえ、我が国の対日投資環境整備政策と経済構造改革の現状について、我が国政府等が米国のビジネス界からの参加者等に説明するとともに、ビジネス界の「生の声」を聞くことにより双方向の意見交換を行うことを目的とする「対日投資シンポジウム」を、7月16日にニューヨークで、18日にシカゴで、それぞれ実施する予定。

本件記事資料問い合わせ先：

- ・ 通商政策局米州課 企画調整班長 高橋(03-3501-1094 ex.2991)
- ・ 貿易経済協力局貿易振興課 国際企業チーム
投資交流企画担当補佐 杉谷(03-3501-1511 ex.3076)